

(1) 住居と就業の場所との間の往復
 (2) 就業の場所から他の就業の場所への移動
 (3) 住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動
 合理的な経路及び方法により行うこと

質問に答えます

1、通勤災害とは
 労働者が通勤により被つた負傷、疾病、障害又は死亡を言います。
 この場合の「通勤」とは、就業に関し、次に掲げる移動を、

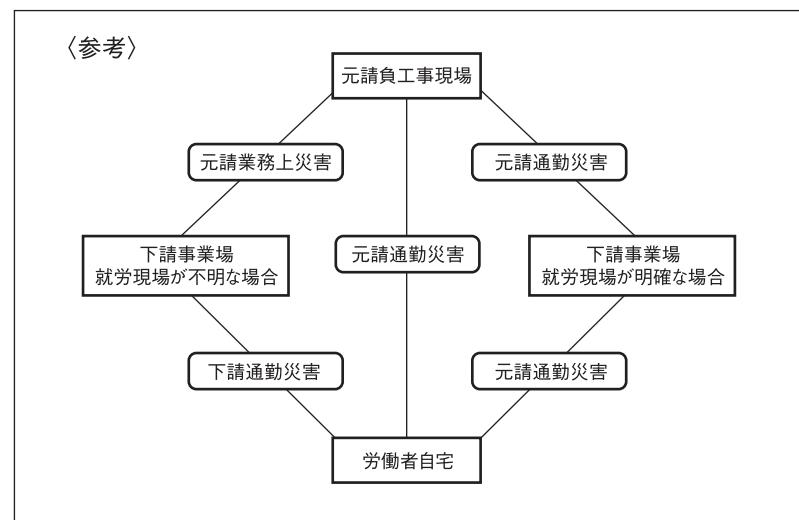
(1) 住居と就業の場所と

をいい、業務の性質を有するものを除くものとされていますが、移動の経路を逸脱し、又は移動

を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。

但し、逸

脱又は中断が日常生活上必要な行為であり、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、逸脱又は中断の間を除き「通勤」となります。



建設業における通勤災害等の取り扱いについて教えてください

2、建設業における通勤災害

問③ 下請労働者が、所属事業場において準備作業等（資材・道具の購入、搬入等）の業務を行った

場合に、元請負人の工事現場との間を直接往復した際に被災した場合は？

答① 当該元請負人の工事現場の保険関係にかかる通勤災害となります。

元請負人の工事現場との間を直接往復した際に被災した場合は？

答② ①と同様元請負人の工事現場の保険関係にかかる通勤災害となります。

3、建設現場以外における業務災害について

問④ 当日の就労現場が不明な場合は？

答④ 自宅から所属事業場へ向かう際に被災した際は、所属事業場の保険関係にかかる通勤災害となります。

問⑤ 下請労働者が、異なる現場間を移動する際に被災した場合は？

答⑤ 下請事業場から特定の業務指示が無かつた場合においては、向かつた先の現場の保険関係にかかる業務災害になります。

場合は？

答③ 所属事業場までは

所属事業場の保険関係に

よる通勤災害となります。

その後、元請事業場の

工事現場に向かう場合は、

元請負人の工事現場の保

険関係にかかる業務災害と

となります。